農林土木委託業務特記仕様書

（共通仕様書の適用）

第１条　本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書　平成２３年５月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書　平成２３年５月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２３年５月」及び徳島県県土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

２　ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第２条　「徳島県農林土木設計業務共通仕様書　平成２３年５月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書　平成２３年５月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２３年５月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産部農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（共通仕様書の読み替え）

第３条　「徳島県農林土木設計業務共通仕様書　平成２３年５月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書　平成２３年５月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２３年５月」において、「徳島県農林水産部及び総合県民局農林水産部」とあるのは「徳島県農林水産部」と、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

第４条　当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満及び、変更契約で業務委託料が１００万円を超えた農林土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、森林整備、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領」を適用する。

２　前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

３　履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領
HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5023580/

（受発注者共同による品質確保）

第５条　重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第６条　本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（１）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（２）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（３）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２ 前項第１号は必ず実施するものとし、第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
３ ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
４ 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
５ ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Ｗｅｂ会議【受注者希望型】）

第７条 本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「Ｗｅｂ会議（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Ｗｅｂ会議実施要領」を適用する。
２ 受注者は、Ｗｅｂ会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Ｗｅｂ会議実施要領
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/

（Ｗｅｂ検査【受注者希望型】）

第８条 本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「Ｗｅｂ検査（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Ｗｅｂ会議実施要領」を適用する。
２ 受注者は、Ｗｅｂ検査の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Ｗｅｂ会議実施要領
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第９条 本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する試行要領」を適用する。
２ 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する試行要領
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216371/

（オンライン電子納品）

第１０条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。
２ なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用する。

オンライン電子納品実施要領
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7313126/

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第１１条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。
２ 対象業務は、次の URL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用する。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について
徳島県 CALS/ECHP

https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/

（ＣＩＭ活用業務【受注者希望型】）

第１２条　本業務は、ＣＩＭ（Construction Information Modeling,Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「ＣＩM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「ＣＩM活用業務試行要領」を適用する。

２ 受注者は、ＣＩM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

ＣＩM活用業務試行要領
徳島県HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7240174/

（国土地理院への測量成果の提出）

第１３条　受注者は、測量法第１４条（実施の公示）、第２１条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第２３条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第３７条（公共測量の表示等）、第４０条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督員に提出しなければならない。

また、徳島県土地改良事業測量作業規程第１４条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第４０条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。

（本業務の特記仕様事項）

第１４条　本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

別紙数量総括表のとおり。